

個人情報ファイル簿目次 （市民税課）

No.	個人情報ファイル簿の名称
1	個人課税電子台帳
2	所得税確定申告書
3	市、県民税申告書
4	給与支払報告書
5	公的年金等支払報告書
6	税務証明
7	軽自動車税課税台帳

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	個人課税電子台帳	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	個人の市県民税の課税を決定し納税通知書の送付事務に利用する。	
記録項目	1個人番号、2個人識別符号、3氏名、4性別、5生年月日・年齢、6住所、7電話番号、8本籍、国籍、9家族の状況、10婚姻関係、11資産・収入、12公的扶助、13職業・職歴、14市県民税の徴収区分、15特別徴収義務者情報	
記録範囲	市県民税納税義務者	
記録情報の収集方法	市県民税の申告および確定申告、事業者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	高岡税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	所得税確定申告書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	個人の市県民税の課税を決定し納税通知書の送付事務に利用する。	
記録項目	1個人番号、2個人識別符号、3氏名、4性別、5生年月日・年齢、6住所、7電話番号、8本籍、国籍、9家族の状況、10婚姻関係、11資産・収入、12公的扶助、13職業・職歴	
記録範囲	市県民税納税義務者	
記録情報の収集方法	市県民税の申告および確定申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	高岡税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高岡市総務部総務課(情報公開窓口)	
	(所在地) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	市、県民税申告書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	個人の市県民税の課税を決定し納税通知書の送付事務に利用する。	
記録項目	1個人番号、2個人識別符号、3氏名、4性別、5生年月日・年齢、6住所、7電話番号、8本籍、国籍、9家族の状況、10婚姻関係、11資産・収入、12公的扶助、13職業・職歴	
記録範囲	市県民税納税義務者	
記録情報の収集方法	市県民税の申告および確定申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	高岡税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	給与支払報告書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	個人の市県民税の課税を決定し納税通知書の送付事務に利用する。	
記録項目	1個人番号、2個人識別符号、3氏名、4性別、5生年月日・年齢、6住所、7電話番号、8本籍、国籍、9家族の状況、10婚姻関係、11資産・収入、12公的扶助、13職業・職歴	
記録範囲	市県民税納税義務者	
記録情報の収集方法	事業者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	高岡税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	公的年金等支払報告書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	個人の市県民税の課税を決定し納税通知書の送付事務に利用する。	
記録項目	1個人番号、2個人識別符号、3氏名、4性別、5生年月日・年齢、6住所、7電話番号、8本籍、国籍、9家族の状況、10婚姻関係、11資産・収入、12公的扶助、13職業・職歴	
記録範囲	市県民税納税義務者	
記録情報の収集方法	事業者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	高岡税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種類別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	税務証明	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	各種税務証明の交付のため	
記録項目	1個人識別符号(個人番号を除く)、2氏名、3住所、4資産・収入、5納税状況	
記録範囲	税務証明交付申請者	
記録情報の収集方法	本人申請、他の官公庁等からの取得	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高岡市総務部総務課(情報公開窓口) (所在地) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種類別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税台帳	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の課税を決定し、納税通知書等の送付事務に利用する。	
記録項目	1個人識別符号(個人番号を除く)、2氏名、3住所、4納付状況、5取引状況	
記録範囲	軽自動車税納税義務者	
記録情報の収集方法	軽自動車の登録にかかる本人申請、他の官公庁等からの取得	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高岡市総務部総務課(情報公開窓口) (所在地) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		